

# だいしん相続定期預金 永遠(とわ)の絆

取扱期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

## 【ご利用いただける方】

金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として預入される個人の方

## 【金額】

スーパー定期預金 原則10万円以上～1,000万円未満(1円単位)

大口定期預金 1,000万円以上

※金融機関での相続手続きは、当金庫だけでなく、他金融機関で手続きされた場合も含まれます。

※相続により取得した資金には預貯金等だけでなく、不動産・株式・その他相続資産の換金代金を含まれます。

※相続で取得した資産金額の範囲内とします。

## 【期間】3ヵ月・6ヵ月・1年

## 店頭表示金利に 金利上乘せ

## 【必要書類】

### ①当金庫で相続手続きをされた方

相続手続きに所定の書類を提出済みのため、特別な書類の提出は必要ありません。

### ②他金融機関で相続手続きをされた方

- (1) 金融機関で相続手続き完了時期等が確認できる書類
- (2) 預入される方が相続人であると確認できる書類
- (3) 相続により取得した原資であることが確認できる書類  
例として

- ① 遺産分割協議書の写し
- ② 金融機関に提出した依頼書等の写し
- ③ 戸籍謄本の写し
- ④ 遺言状(公正証書遺言または自筆証書遺言で  
検認済みのもの)の写し
- ⑤ 被相続人名義の解約済み通帳等または計算書  
の写し

※自動継続のみの取扱いとなります。

※金利上乘せは初回満期日までとなり、  
継続後は継続時点の店頭表示金利となります。  
(お1人様1回のみのお預け入れとなります。)

※満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率を適用します。

※他の優遇金利商品との併用はできません。

※2037年12月31日までの間に支払われるお利息については  
復興特別所得税追加課税される為20.315%の税金がかかります。  
※金融情勢により、金利および預入限度額を変更することがあります。



いっしょにあしたへ

大垣西濃信用金庫

<https://www.ogakiseino-shinkin.co.jp>



大垣西濃信用金庫は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和7年10月1日現在